

東京都の防災対策に関する意見 概要

I. 基本的な考え(現状と課題)

- ▶ 今後30年間で70%の確率で発生すると予想される首都直下地震では、人的・物的・経済面など**経済社会のあらゆる面で国難とも言うべき甚大な被害が想定されている**〔図表1〕。また、国際社会に対しても重大な影響が及ぶことが懸念される。
- ▶ 東京都は、地域防災計画を2012年に修正した際に、首都直下地震における想定最大死者数約9,700人を、建築物の耐震化や不燃化、延焼遮断帯の整備等により、10年以内に約6,400人減らし約3,300人とする目標や、全壊・焼失棟数を約30.4万棟から約19.6万棟減らし約10.8万棟とする目標を掲げている〔図表2〕。
- ▶ 本年3月末に「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更が閣議決定され、今後10年間で達成すべき減災目標として、首都圏で想定される最大の死者数約2万3千人の概ね半減、想定される最大の建築物全壊・焼失棟数約61万棟の概ね半減が、それぞれ設定された。従って、**防災・減災対策の着実な実施により都市防災力の向上を図り、被害を最小限に抑えることが重要**である。
- ▶ 東日本大震災時に都内で約352万人の帰宅困難者が発生した教訓を踏まえ、東京都は一昨年4月に帰宅困難者対策条例を施行した。しかし、企業規模が小さくなるにつれ条例自体の認知度や備蓄をしている割合は低下し、BCPの策定率についても同様の傾向にあることから、都内企業数の99%を占める**中小企業を中心に、条例のさらなる周知やBCPの策定支援が必要**である〔図表3～5〕。
- ▶ また、首都直下地震等の大災害時に**帰宅困難者が逃げ込む一時滞在施設が大幅に不足**(必要量約92万人分:現時点での確保約24万人分)している。**官民を挙げた確保が急務**であるが、**一時滞在施設の増加に向けて「災害時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」を創設することが有効である**と考える事業者が大宗を占めている〔図表6〕。
- ▶ 一方、都内の家庭における食料の備蓄率は約6割で、地域の防災訓練に参加したことがない人は約8割にのぼっていることから、**家庭や地域における防災力の向上も喫緊の課題**である。
- ▶ **東京における都市防災対策は**、上記に加えて、災害に強いまちづくりの推進、災害に強い都市基盤の構築等、**ソフト・ハード両面で多岐にわたる対策が必要**である。「東京都長期ビジョン」や「東京の防災プラン」に則り、2020年を一つのターゲットとして**官民が総力を挙げて防災・減災対策に取り組み、東京を「世界一安全・安心な都市」にしていかなければならない**。

〔図表1〕首都直下地震の都内被害想定

	内閣府	東京都
死者(都内)	13,000人	9,700人
死者(区部)	11,000人	9,400人
建物被害	333,000棟	304,300棟
帰宅困難者	490万人	517万人
経済的被害	95.3兆円	—

※いずれも最悪の場合。経済的被害は全国値。

〔図表3〕東京都帰宅困難者対策条例の認知度

	全回答 ※-1	うち従業員10～29人 ※-2
努力義務の内容を含めて知っている	66.4%	47.2%
条例が制定・施行されたことのみ知っている	19.6%	27.2%
条例名のみ知っている	6.3%	11.6%
知らない	7.1%	13.2%
無回答	0.4%	0.8%

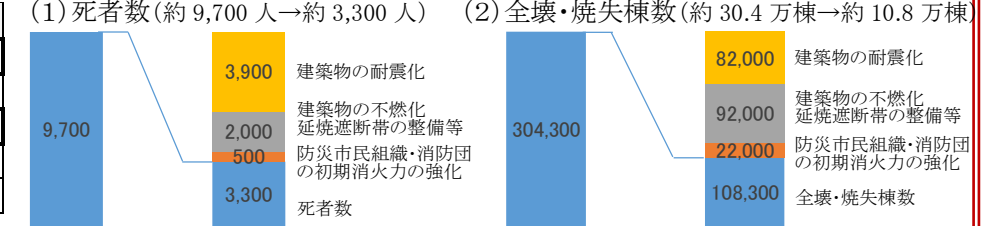
出典:東商調査(2015年7月、※-1:回答数1,833 ※-2:回答数492)

〔図表5〕BCP(事業継続計画)の策定率

	全回答 ※-1	うち従業員10～29人 ※-2
BCPを策定済	26.5%	9.3%
BCPに準じた防災計画を策定済	10.5%	7.9%
いずれかを策定中または検討中	31.1%	31.1%
いずれも未策定	30.9%	50.6%
無回答	1.0%	1.0%

出典:東商調査(2015年7月、※-1:回答数1,833 ※-2:回答数492)

〔図表2〕首都直下地震 東京都の減災目標



〔図表4〕従業員用の備蓄の状況

	飲料水		食料	
	全回答 ※-1	うち従業員10～29人 ※-2	全回答 ※-1	うち従業員10～29人 ※-2
備蓄あり(3日分以上)	47.1%	32.3%	43.0%	24.6%
備蓄あり(1～2日分)	38.0%	42.9%	33.2%	35.6%
備蓄なし	14.6%	24.4%	23.6%	39.4%
無回答	0.2%	0.4%	0.2%	0.4%

出典:東商調査(2015年7月:回答数1,833 ※-2:回答数492)

〔図表6〕災害時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度の創設に対する事業者の考え

	全回答 ※-1	うち自社所有物件に 入居している事業所 ※-2
大変有効だと思う	43.2%	47.1%
有効だと思う	51.3%	46.1%
有効とは思わない	2.6%	3.4%
無回答	2.8%	3.4%

出典:東商調査(2015年7月、※-1:回答数493 ※-2:回答数297)

II. 要望項目

1. 重点要望項目(東商の提案を含む)

- (1) 東京都帰宅困難者対策条例のさらなる周知
- (2) 首都圏全体で帰宅困難者対策の実効性を高めるための一斉条例化
- (3) 災害時の安否確認に有効な手段の周知と、実際に体験してみることの奨励
- (4) 都内で大幅に不足する発災時の帰宅困難者向け一時滞在施設の確保に向けた「災害時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設
- (5) 中小・小規模事業者のBCP策定率の向上に資するインセンティブの創設
- (6) 家庭や地域における防災力の向上(家庭における備蓄の推進、地域の防災訓練への参加促進、家具類等の転倒・落下・移動防止対策の推進)
- (7) 木密不燃化特区制度の推進と延焼遮断帯(特定整備路線)の形成を柱とした木造住宅密集地域の不燃化対策の加速
- (8) 環境負荷が低く災害時の非常用電源としても期待される水素エネルギーの普及促進
- (9) 都市外交を通じた東京の安全・安心対策のアピール
- (10) 2020年オリンピック・パラリンピック会場およびその周辺の防災対策の推進。大会期間中の発災を想定したシミュレーションやシミュレーションに基づく防災訓練の実施

2. 個別要望項目

(1) 帰宅困難者対策の推進、地域防災力の向上

① 帰宅困難者対策の推進

- ▶ 備蓄品の確保・更新に対する支援、防災設備導入に対する補助制度の拡充
- ▶ 行政と協定を締結した民間一時滞在施設への支援の拡充
- ▶ 他の事業者の備蓄品保管に提供した場所の固定資産税・都市計画税の減免

② 地域防災力の向上

- ▶ 地域防災協議会、駅前滞留者対策協議会の設立推進、活動支援

- ▶ 駅前滞留者対策協議会における一時滞在施設運営マニュアルの策定支援、好事例の周知・共有化
- ▶ 地域防災力の向上に資する活動の強化(消防団の機能強化、「東京防災隣組」の積極展開、「災害ボランティアコーディネーター」の養成強化)
- ▶ (人口増加地域における)住民間連携組織の設立推進、活動支援
- ▶ 高層マンションにおける防災対策の推進
- ▶ 外国人に対する災害情報の多言語提供(多言語対応の安否確認システムの開発・運用やデジタルサイネージの設置等)

(2) 災害に強いまちづくりの推進

① 木造住宅密集地域の早期解消

- ▶ 木密対策条例(仮称)の制定による一定の強制力を行使した対策の推進と、移転を余儀なくされる住民へのきめ細かい支援の実施
- ▶ 電気出火を防止する感震ブレーカーの設置促進
- ▶ 防災街区整備事業における敷地の最低限度の緩和
- ▶ 木密地域内での避難場所や救出・救助活動の拠点となる公園・広場の整備促進

② 建築物の耐震化・更新の推進

- ▶ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進
- ▶ 老朽マンション・団地・ニュータウンの耐震化、更新対策の推進
- ▶ 地下街の安全対策の推進

③ 空き家対策の促進

- ▶ 「空き家活用支援事業」の着実な遂行

④ 都市再開発の促進を通じた防災力の向上

- ▶ 地域全体の防災力向上につながる都市再開発プロジェクトの誘導

⑤ まちのバリアフリー化の促進

⑥ 災害時の一時避難場所としても期待される都市農地の保全

⑦ 復興事前準備の推進

(3) 災害に強い都市基盤の構築

① 都市基盤の耐震化・液状化対策の促進

- ▶ 交通インフラ:道路・橋梁、鉄道施設、東京港(埠頭)、羽田空港(滑走路)
- ▶ 上下水道、ガス・通信等の埋設管、共同溝、水門、排水機場、防潮堤
- ▶ 病院(災害拠点病院、救急救命センターを有する病院等)、社会福祉施設等

② 電線地中化・無電柱化の推進

③ 外環道等、災害時に重要な役割を担う道路の早期整備

④ 災害時に道路が確実に機能するための措置の実施

- ▶ 災害時に立ち往生した車両の撤去権限拡大
- ▶ 災害時交通規制のさらなる周知

(4) 中小企業による防災技術開発の支援

- ▶ 先進的防災技術実用化支援事業・展示商談会の拡充、産学公連携促進

(5) その他

① 他の地方公共団体との連携強化

- ▶ 首都圏内の地方公共団体との連携強化
- ▶ 都内区市町村のBCP策定・更新に対する支援の強化
- ▶ 他地域の地方公共団体との応援要員派遣、救援物資提供に関する協定の締結

② 国に対して働きかけるべき事項

- ▶ 首都直下地震等、大災害時の東京都災害対策本部と政府災害対策本部・現地対策本部との緊密な情報共有・連絡体制の構築に向けた協議の推進
- ▶ 首都中枢機能維持基盤整備等地区の拡大(現状、4区のみ)
- ▶ 事業者が一時滞在施設に協力しやすくなる制度の確立
- ▶ 災害時における安定的な燃料供給手段の確立
- ▶ 民間が行う迅速かつ円滑な復旧活動のための規制緩和

3. 東京都との協定に基づく東商の取り組み

- ▶ 帰宅困難者対策、BCP策定支援、木密対策に資する各種事業の実施